

2014年11月11日

日本における特許侵害訴訟の在り方について

一橋大学教授 相澤英孝

1. 特許制度を巡る厳しい現状を理解しなければならない。

特許出願が減少し続け、特許権侵害訴訟の勝訴率が低いという状況は、日本の特許制度が機能不全を起こしつつあるという状況を示している。この危機に対処するためには、この厳しい状況の認識が必要である。その原因は、これまでの法改正などが審査の促進に偏り、特許権の保護のための改正が不十分だったということにある。

2. 特許制度を改革するための法改正が必要である。

この状況を打破するために、特許権の保護の実質的な充実が必要である。既に、日本特許庁の審査の精度をさらに向上させれば、問題を解決できるものではない。日本の産業政策としての観点から、特許制度を考えていかなければならない。

3. 特許権者に不利な侵害訴訟制度を改善しなければならない。

日本の特許権侵害訴訟の勝訴率は先進国中最低レベルで、極めて低く、損害賠償額も極めて低い。特許権侵害訴訟の被告にとって不利な無効の抗弁を廃止するとともに、損害賠償額も増加させ、日本国外における特許権の侵害を阻止できるように、国外の行為も侵害に含め、文書提出命令の範囲を広げ、違反に対する制裁を強化していくことなどをしていかなければならない。

4. 特許権を取得しやすい制度に改善しなければならない。

平成5年の特許法改正以来、日本の特許法は、審査の促進のために、出願人の自由度を減少させてきている。権利を取得しやすいように、補正の範囲を広げ、権利成立後の分割や請求の範囲の拡張を柔軟に認めるなど、権利の取得手続における出願人、特許権者の利益を考慮していかなければならない。

5. 国際的に、特許権の強化をしているという姿勢を示さなければならない。

特許権の新興国や発展途上国における十分な保護は、これからの技術開発の成果を日本の利益にしていくために、極めて重要である。新興国や発展途上国に高い特許権の保護を要求するためには、日本の特許権の保護水準を高くし、通商交渉において、日本企業の利益が十分に保護されるようにしていかなければならない。